

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成23年3月23日

【事業年度】 第24期(自平成22年1月1日至平成22年12月31日)

【会社名】 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント

【英訳名】 JAC Recruitment Co., Ltd.

【代表者の役職氏名】 代表取締役会長・CEO 田崎 ひろみ

【本店の所在の場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング14階

【電話番号】 03 - 5259 - 6926

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長・CFO兼管理本部長 服部 啓男

【最寄りの連絡場所】 東京都千代田区神田神保町一丁目105番地
神保町三井ビルディング14階

【電話番号】 03 - 5259 - 6926

【事務連絡者氏名】 代表取締役副社長・CFO兼管理本部長 服部 啓男

【縦覧に供する場所】 株式会社大阪証券取引所

(大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部 【企業情報】

第1 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

提出会社の経営指標等

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
売上高 (百万円)	7,216	7,964	7,779	4,231	4,275
経常利益又は 経常損失() (百万円)	1,160	804	41	729	530
当期純利益又は 当期純損失() (百万円)	579	451	833	773	459
持分法を適用した場合の 投資利益 (百万円)					-
資本金 (百万円)	607	607	619	619	619
発行済株式総数 (株)	664,500	664,500	688,200	688,200	688,200
純資産額 (百万円)	2,685	3,057	2,041	1,268	1,732
総資産額 (百万円)	3,989	3,702	3,140	1,667	2,310
1株当たり純資産額 (円)	4,041.99	4,601.69	3,137.29	1,946.45	2,646.48
1株当たり配当額 (うち1株当たり 中間配当額) (円)	120.00 ()	160.00 ()	()	()	100.00 ()
1株当たり当期純利益 金額又は当期純損失 金額() (円)	925.23	679.75	1,253.79	1,187.99	703.96
潜在株式調整後1株 当たり当期純利益金額 (円)	905.98	639.19			701.42
自己資本比率 (%)	67.3	82.6	65.0	76.1	75.0
自己資本利益率 (%)	30.7	15.7	32.7	46.8	30.6
株価収益率 (倍)	26.91	8.55			4.4
配当性向 (%)	13.0	23.5			14.2
営業活動による キャッシュ・フロー (百万円)	986	7	83	1,221	762
投資活動による キャッシュ・フロー (百万円)	445	266	48	136	46
財務活動による キャッシュ・フロー (百万円)	1,012	79	182	101	54
現金及び現金同等物の 期末残高 (百万円)	2,282	1,928	1,613	629	1,400
従業員数 (外、平均臨時 雇用者数) (人)	462 (32)	654 (67)	810 (68)	395 (30)	367 (25)

(注) 1. 当社は、連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移については、記載しておりません。

2. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3. 持分法を適用した場合の投資利益については、関連会社が存在していないため、記載しておりません。
4. 第22期及び第23期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。
5. 第22期及び第23期の株価収益率については、当期純損失であるため記載しておりません。
6. 第22期及び第23期の配当性向については、当期純損失であるため記載しておりません。
7. 当社は、第21期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき新日本監査法人の監査を受けております。第22期、第23期及び第24期の財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき新日本有限責任監査法人の監査を受けております。
なお、新日本監査法人は、監査法人の種類の変更により、平成20年7月1日をもって新日本有限責任監査法人となりました。
8. 第21期より金額の表示単位を千円単位から百万円単位に変更しております。なお、比較を容易にするため第20期についても百万円単位に組替え表示しております。

2 【沿革】

年月	事項
昭和63年3月	人材紹介事業を目的として東京都千代田区に株式会社 ジェイ エイ シー ジャパンを設立
平成5年11月	大阪市中央区(現在 大阪市北区)に大阪支店を設置
平成12年6月	人材派遣事業を開始
平成13年6月	日本国内における「JAC Recruitment(ジグソー図)」の商標権をEmmergarden Holdings Ltd社(所在地：英国)から譲り受ける
平成14年1月	京都市下京区に京都支店を設置
平成14年3月	横浜市西区に横浜支店を設置
平成14年3月	求人広告の販売代理を開始
平成14年8月	JAC Recruitment UK Ltd(英国)、JAC Singapore Pte Ltd(シンガポール)、AGENSI PEKERJAAN JAC Sdn Bhd(JAC Recruitment Sdn Bhd(マレーシア)の100%出資事業運営子会社)各社と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成16年6月	名古屋市中村区(現在 名古屋市中区)に名古屋支店を設置
平成16年11月	JAC Personnel Recruitment Ltd(タイ)と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成17年5月	PT. JAC Indonesia(インドネシア)と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成18年9月	ジャスダック証券取引所に株式を上場
平成18年9月	福岡市中央区に福岡支店を設置
平成18年10月	神戸市中央区に神戸支店を設置
平成20年2月	北京鼎世人材服務有限公司(中国)と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成20年10月	上海鼎世人材服務有限公司(中国)と業務提携契約を締結し、有料職業紹介事業の同地域に対する海外紹介の免許を追加取得
平成21年4月	会社名を株式会社 ジェイ エイ シー ジャパンから株式会社ジェイ エイ シー リクルートメントに変更
平成22年4月	ジャスダック証券取引所と大阪証券取引所の合併に伴い、大阪証券取引所(JASDAQ市場)に株式を上場
平成22年5月	福岡支店を閉店
平成22年10月	大阪証券取引所ヘラクレス市場、同取引所JASDAQ市場及び同取引所NEO市場の各市場の統合に伴い、大阪証券取引所JASDAQ(スタンダード)に株式を上場

3 【事業の内容】

当社は、人材紹介事業(有料職業紹介事業)を主たる業務としております。

[人材紹介事業]

当社の主たる業務である人材紹介事業は、昭和22年施行の「職業安定法」に基づく厚生労働大臣の「有料職業紹介事業」の許可を受け、運営しております。

当事業においては、求人企業に対して、主として正社員の候補者をご紹介し、その候補者が企業にご入社された時点で、成功報酬としてのコンサルティングフィーを当該求人企業に請求しております。

人材紹介事業の具体的運営は、おおよそ次のように行っております。

業界毎に専任の当社コンサルタントが、求人企業より求人の詳細を獲得し、その求人条件に合致する人材を、当社ご登録者データベースよりマッチングします。

ご登録者は、当社並びに当社が広告掲載するインターネットサイトを通じて、日本全国あるいは海外からも、広範に募集しております。ご登録者には、コンサルタントが面談を実施し、キャリア相談、転職の意向確認、及びマッチングする求人をご紹介します。面談後もマッチングする求人を継続してご紹介し、ご登録者の許可を得た求人企業には、履歴書、職務経歴書等の情報を送付し、採用面接に進めます。

求人企業が採用決定し、ご登録者が入社されるまでコンサルタントが定期的にフォローを実施するほか、入社後のご登録者の企業定着を目的として、一定期間のアフターフォローを実施しております。

残念ながら、入社後一定期間内にご紹介人材が自己都合退職された場合には、コンサルティングフィーを一定割合で返金(リファンド)いたしております。

当社は、日系企業のみならず、外資企業の人材ニーズ、加えて海外進出企業の求められる国際人材のご紹介に注力いたしております。イギリス及びアジア5ヶ国に展開する、JAC Recruitment Group各社と人材紹介事業の提携契約を結ぶことにより、人材紹介の国際ライセンスを取得し、こうした国内外の多様な人材ニーズにお応えしております。

[人材派遣事業]

当社では、昭和61年に施行された「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」に基づき、厚生労働大臣より「一般労働者派遣事業」の許可を受け、人材派遣事業を行っております。

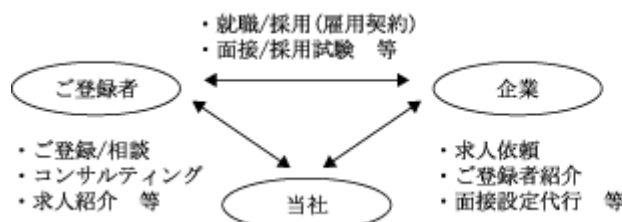
当社は平成19年以來、人材マーケットにおける正社員化の流れに合わせ、正社員採用の手法である「紹介予定派遣」に限定して新規派遣を実施しております。「紹介予定派遣」では、求人企業において正社員就業を希望するご登録者が、一定期間派遣社員として働いたうえで、求人企業、ご登録者双方が入社で合意して正社員となるプロセスをとっております。

従いまして、当社における派遣事業は、紹介事業をサポートする事業としての位置付けとなっております。

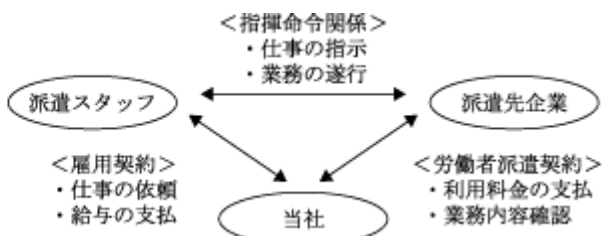
なお、従来の人材派遣事業につきましては、新規のご登録者募集は終了しており、既存契約の更新が終了するまでサービスを継続いたします。

[事業系統図]

1) 人材紹介事業



2) 人材派遣事業



4 【関係会社の状況】

該当事項はありません。

5 【従業員の状況】

(1) 提出会社の状況

平成22年12月31日現在

従業員数(人)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
367 (25)	33.1	3.9	4,992

(注) 1. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

(2) 労働組合の状況

従業員の業績及び行動評価に基づく処遇を行う当社人事制度等により、労使関係は円満に推移しており、労働組合は結成されておられません。

第2 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当事業年度におけるわが国経済は、長期化する円高、米国の景気停滞、欧州の信用問題等に揺れながらも、アジアを中心とする新興国が輸出を下支えし、全体としては景気に底離れの動きがみられる展開となりました。こうした状況を受けて、当社事業の重要参考指標である有効求人倍率は緩やかな改善傾向を示しましたが、企業の中途採用に関しては慎重な見極め姿勢が続きました。

一方、同期間における当社人材紹介事業は、コンサルタント制を重要視した新体制が徐々に効果を表し始めたことで順調な回復基調を堅持しております。これは本年度、営業の生産性向上による利益率向上を目指した経営戦略の効果が表われてきた結果であります。その基本は、当社の企業理念に回帰し「コンサルタント制により一人ひとりの生産性を高める」ことにあります。具体的には、どのような厳しいマーケットにも対応できるように組織を再編し、コンサルタントの意識と行動改革に取り組み、また事業マーケットのターゲットを絞り込みました。こうした経緯により、人材紹介事業の単月売上高は、1～3月の第1四半期を除く第2～第4四半期の9ヶ月間、全ての月で前年比増収となりました。

人材派遣事業は、引き続き紹介予定派遣に限定し、あくまでも人材紹介事業を補佐する分野としての役割にとどめた運営をしております。

一方で経費は、年初予算の計画通りにオフィスの縮小や細部の削減が進み、年度を通じて必要最小限の水準を維持しました。

以上の結果、当事業年度の売上高は4,275百万円（前年同期比1.0%増）となりました。事業別売上高は、人材紹介事業が4,004百万円（同6.0%増）、人材派遣事業が271百万円（同40.4%減）となっております。

利益面では、営業利益は524百万円（前年同期は736百万円の営業損失）、経常利益は530百万円（前年同期は729百万円の経常損失）、当期純利益は459百万円（前年同期は773百万円の当期純損失）となりました。

(2) キャッシュ・フロー

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べて770百万円増加の1,400百万円となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、762百万円の収入（前事業年度は1,221百万円の支出）となりました。主な要因といたしましては、税引前当期純利益の511百万円、未払消費税等の増加額146百万円によるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、46百万円の支出（前事業年度は136百万円の収入）となりました。主な要因といたしましては、敷金及び保証金の回収による収入55百万円、敷金及び保証金の差入による支出24百万円、定期預金の預入による支出50百万円によるものです。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、54百万円の収入（前事業年度は101百万円の収入）となりました。主な要因といたしましては、短期借入れによる収入200百万円、短期借入金の返済による支出150百万円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社は、人材紹介事業及び人材派遣事業を行っているため、該当事項はありません。

(2) 受注状況

当社は、人材紹介事業及び人材派遣事業を行っているため、該当事項はありません。

(3) 販売実績

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)の販売実績を事業の部門別に示すと、次のとおりであります。なお、当事業年度との比較のため、前事業年度の実績及び前事業年度比を記載しております。

事業別、業種別売上高

(単位：百万円)

事業部門別	平成21年12月期	平成22年12月期	前事業年度比 (%)
1. 人材紹介事業			
電気・機械・化学業界	981	1,173	119.6
消費財・サービス業界	960	1,088	113.4
メディカル・医療業界	780	850	109.0
金融業界	560	488	87.1
IT・通信業界	445	377	84.6
その他	47	25	53.9
人材紹介事業 計	3,776	4,004	106.0
2. 人材派遣事業			
人材派遣事業 計	455	271	59.6
合計	4,231	4,275	101.0

(注) 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3 【対処すべき課題】

今後の経済回復を視野に入れながらも、高い利益率を維持できる組織作りについて、さらなる改善を進めてまいります。

Productivity Profitability Professional International

上記の「PPP&I」を引き続き経営の基本方針として据え、「生産性の向上」「利益の絶対額と利益率の向上」「コンサルタント育成」「海外事業、外資企業、国際人材分野の強化」に注力いたします。

第24期となる平成22年度は、特に、 の分野で大きな前進がみられました。これらにつきましては第25期となる平成23年度も継続して強化を図りますが、中でも に関しましては、コンサルタントのプロフェッショナル化と並行させる形で、高額案件をターゲットにした部門の強化に取り組み始めております。JAC本来の強みである国際化、外資系、グローバル人材紹介分野のブランドとともに、高額領域についても、今後JAC独自の強化ブランドに発展させていきたいと考えております。

第24期の再建期を経て、第25期は、新体制と新たなターゲット開拓で次なる飛躍を成し遂げるべく、全社を挙げてさらなる体制強化と事業拡大を図ってまいります。

4 【事業等のリスク】

以下において、当社の事業展開その他に関するリスク要因となる可能性があると考えられる主な事項を記載しております。また、当社として必ずしも重要な事業上のリスクに該当しない事項についても、投資者の判断上、あるいは当社の事業活動を理解する上で重要であると考えられるものについては、投資者に対する情報開示の観点から積極的に開示しております。なお、当社はこれらの事項が発生する可能性を認識した上で、発生回避及び発生した場合の対応に努める方針であります。当社株式に関する投資判断は、以下の記載事項を慎重に検討した上で行われる必要があります。また、以下の記載は当社の事業もしくは当社株式への投資に関するリスクの全てを網羅するものではありませんのでご注意ください。

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、投資者の判断に重要な影響を及ぼす可能性のある事項には、以下のようなものがあります。

なお、本項における将来に関する事項については、本書提出日現在において判断したものであります。

(1) 個人情報の管理について

当社は、人材紹介・人材派遣等の人材関連事業を行っているため、多数のご登録者（職業紹介希望者）や派遣スタッフ（派遣登録者）の個人情報を有しております。そのため当社では、人材関連事業に関わる企業の果たすべき責任として、「個人情報保護マネジメントシステム - 要求事項JISQ15001：2006」及び「個人情報保護に関する法令、規範」に基づき、個人情報保護方針を策定し、役員及び社員への徹底、技術面及び組織面における合理的な予防・是正措置を講じております。また、平成18年度にはプライバシーマークを取得し、以後、2年毎に審査を受けて更新を実施しております。

コンプライアンス室が中心となって、会社関係者全員に対して定期的な教育・指導及び必要な対策を実施し、監査室が随時管理状況をチェック・監査しております。

このような当社の取り組みにもかかわらず、各規程等の遵守違反、不測の事態等により個人情報が外部に漏洩した場合、損害賠償請求や、社会的信用の失墜等により、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

(2) 田崎グループとの関係について

田崎グループについて

当社取締役相談役田崎忠良は、英国において現地日系企業への人材紹介及び日系人のための日本食品販売等を目的として、昭和49年11月にT.TAZAKI&Co Ltdを設立しました。その後、不動産斡旋事業、不動産ローン仲介等の金融事業、シンガポールを始めとする海外地域において人材紹介事業を行う会社（以下「JAC Recruitment Group」という。）を設立し、現在では世界7ヶ国で事業を展開する事業会社グループ（以下、「田崎グループ」という。）を形成しています。

また、当社代表取締役会長田崎ひろみは田崎忠良の配偶者であると同時に、田崎グループにおいて事業展開上の中心的な役割を果たしています。

当社は、JAC Recruitment Groupとして、また田崎グループの事業会社の一つとして、日本において人材紹介事業を行うことを目的とし、昭和63年3月に設立されました。

現在、田崎グループ各社は当社を含め、その殆どにおいて当社取締役相談役田崎忠良及び代表取締役会長田崎ひろみが議決権の過半数を実質的に保有しておりますが、当社と田崎グループ各社との間に直接の資本関係はありません。また、田崎忠良及び田崎ひろみ以外には田崎グループ各社の役職員が当社役員を兼任していることはありませんし、当社と田崎グループ各社との間に従業員の兼任及び出向関係もありません。

なお、田崎グループ会社として、当社取締役相談役田崎忠良及び当社代表取締役会長田崎ひろみ並びに共同出資者である金親晋午が実質的に議決権の過半数を所有している会社及びJAC Recruitment Group各社とフランチャイズ契約を締結している会社の主要な事業内容等は以下のとおりであります。

平成22年12月31日現在

	名称	所在地	設立年月	主要事業内容	代表取締役	摘要
JAC Recruitment Group	当社	東京都千代田区	昭和63年3月	職業紹介	松園健	(注)1.
	JAC Singapore Pte Ltd	シンガポール	昭和62年3月	職業紹介	落合雅治	(注)1.
	JAC Recruitment UK Ltd	ロンドン	平成14年9月	職業紹介	田崎ひろみ	(注)1.
	JAC Recruitment (Malaysia) Sdn Bhd	クアラルンプール	平成6年3月	職業紹介	林清	(注)1.
	JAC Personnel Recruitment (Thailand) Ltd	バンコク	平成16年5月	職業紹介	末次隆夫	(注)1.
	PT.JAC Indonesia	ジャカルタ	平成14年6月	職業紹介	吉原毬子	(注)1.
	北京鼎世人材服務有限公司	北京	平成19年9月	職業紹介	藤田千栄子	(注)2.
	上海鼎世人材服務有限公司	上海	平成20年4月	職業紹介	藤田千栄子	(注)2.
その他	JAC Strattons Ltd	ロンドン	平成10年12月	不動産事業	内田光	(注)1.
	JAC Financial Design Ltd	ロンドン	平成13年11月	ファイナンシャルプランナー	田崎ひろみ	(注)1.
	T.TAZAKI & Co Ltd	ロンドン	昭和49年11月	持株会社	田崎ひろみ	(注)1.
	Tazaki Foods Ltd	ロンドン	昭和53年7月	日本食品輸出入販売	古川周広	(注)1.

(注) 1. 当社取締役相談役田崎忠良、当社代表取締役会長田崎ひろみ及び当社個人主要株主である金親晋午が議決権の過半数を有する会社であります。

2. JAC Singapore Pte Ltdとフランチャイズ契約を締結している会社であります。

田崎グループ各社との取引関係について

現在、田崎グループ各社と当社との間には、国際間の人材紹介を目的とした業務提携を締結しており、当該業務提携に基づく取引があります。また、田崎グループ各社と当社との間には、各種費用の立替金取引等の取引関係があります。その詳細は以下のとおりであります。

・業務提携契約の概要

契約の名称	契約の内容	契約期間
業務提携契約書	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。業務提携先の一方的な関与により入社確定した場合は紹介手数料の70%を、業務提携先の関与が事実上なく入社確定した場合は紹介手数料の30%を業務提携先に支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。

・取引の詳細

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及び個人株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Recruitment UK Ltd	UK London	10,899 (GBP)	職業紹介		役員提供及び役務の受入役員の兼任	人材紹介料の支払	5	-	-
							人材紹介売上	3	売掛金	0
							採用費の支払	0	-	-
							カレンダー作成費立替	0	-	-
役員及び個人株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Singapore Pte Ltd	Singapore	100,000 (S\$)	職業紹介		役員提供及び役務の受入役員の兼任	人材紹介料の支払	2	-	-
							人材紹介売上	12	売掛金	0
							システム使用料立替金の支払	0	-	-
							福利厚生費立替	0	立替金	0
役員及び個人株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Strattons Ltd	UK London	59,143 (GBP)	不動産事業		役員提供及び役務の受入役員の兼任	旅費交通費等立替金の支払	0	-	-
							カレンダー作成費立替	0	-	-
役員及び個人株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Personnel Recruitment Ltd	Thailand Bangkok	12,000,000 (THB)	職業紹介		役員提供及び役務の受入役員の兼任	人材紹介料の支払	1	-	-
							人材紹介売上	2	-	-
役員及び個人株主が議決権の過半数を所有する会社	JAC Recruitment Sdn Bhd	Malaysia Kuala Lumpur	350,000 (RM)	職業紹介		役員提供及び役務の受入役員の兼任	人材紹介料の支払	0	-	-
							人材紹介売上	1	-	-
							輸送代立替	0	-	-
役員及び個人株主が議決権の過半数を所有する会社	PT. JAC Indonesia	Indonesia Jakarta	2,300,000,000 (RP)	職業紹介		役員提供及び役務の受入役員の兼任	人材紹介料の支払	0	-	-
							人材紹介売上	0	-	-
							広告費立替	0	-	-

種類	会社等の名称 又は氏名	所在地	資本金又は 出資金	事業の 内容又は 職業	議決権等の 所有(被所有) 割合 (%)	関連当事者との 関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
	北京鼎世人材 服務有限公司	中華人民 共和国 北京	500,000 (元)	職業紹介			人材紹介料 の支払	0	-	-
人材紹介売 上							0	-	-	
旅費交通費 立替金の支払							0	-	-	
福利厚生費 立替							0	-	-	
	上海鼎世人材 服務有限公司	中華人民 共和国 上海	200,000 (元)	職業紹介			人材紹介料 の支払	2	未払金	0
人材紹介売 上							2	-	-	
福利厚生費 立替							0	-	-	

- (注) 1. 上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。
2. 各社への主要出資者については、4 (2) に記載しております 田崎グループについての表の脚注のとおりであります。
3. 取引条件及び取引条件の決定方針等
- (1) 人材紹介売上とは、当社が業務提携先に対し当社の登録人材を紹介した事得る紹介料収入であります。また、人材紹介料の支払とは、業務提携先に当社が支払う紹介手数料のことであり、それぞれは業務提携契約書に基づき、人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払っております。
- (2) 採用費は、各社との協議の上決定しております。

当社取締役相談役田崎忠良及び代表取締役会長田崎ひろみの株主及び取締役としての影響力について

当社取締役相談役田崎忠良及び代表取締役会長田崎ひろみ(以下、「両氏」という。)は、現在、合計で当社株式の総議決権の57.5%を保有しており、当社の取締役の選任・解任、配当決定等の株主総会の承認を要する事項に大きな影響力を有しています。また、田崎忠良はグローバルな視点による企業経営全般に関する観点から当社に対してアドバイスを行っております。

しかしながら、当社の業務執行上の意思決定は、両氏及び代表取締役社長松園健・代表取締役副社長服部啓男の取締役計4名で構成される取締役会において決定しており、両氏の一人において業務執行上の意思決定がされることはありません。更に、当社は社外監査役3名が取締役会に出席し、取締役会の意思決定等に関して、恣意的な判断がされていないかどうか等を監視する内部統制システムを構築しています。

商標権について

「JAC Recruitment(ジグソー図)」の商標については、信託財産の管理を主要事業とする Emmergarden Holdings Ltd社(所在地：英国)が有しており、当社は設立当時から同社に対して商標の使用料及び経営指導料等を支払っておりました。

しかしながら、当社設立から13年を経た平成13年6月に、国内の人材ビジネスにおける経営ノウハウが当社に蓄積されたことにより当社が独自に事業展開することが可能であると判断し、日本国内における「JAC Recruitment(ジグソー図)」の商標権を同社から譲り受けております。

当社の海外展開方針について

当社の海外展開方針としましては、人材の国際的流動化の動きに合わせ、海外への人材紹介を実施していく方針です。しかしながら、国内に比して、紹介人数の少なさや給与水準による紹介料単価の低さ等の要因から、海外への人材紹介によって大きな収益を期待することは難しい状況にありますので、当社が独自で海外拠点を展開するための初期投資を行い、当社役職員を駐在員として派遣することは、費用に見合う対価が得られないと判断しております。また、今後とも日本の人材ビジネスの市場は、雇用形態の多様化、人材採用のアウトソーシング化、転職市場の活性化等により、更に拡大することが考えられますので、当社が直接投資による事業展開すべき地域を日本に集中することが、当社の業容拡大に最も資すると考えております。他方で国際間の人材紹介を行う為には国際免許の取得が必要であり、そのためには海外の人材紹介免許を持った企業と業務提携することが、必須条件となっておりますので、海外に渡る人材紹介にあつては、その地域の既存の優良人材紹介企業と提携することが得策であると考えております。業務提携すべき海外の提携先の決定に当たっては、その取引条件、展開地域等を勘案しながら決定しております。

このような状況において、JAC Recruitment Group各社は、日本企業が数多く進出しているアジア各国(マレーシア、シンガポール、タイ、インドネシア、中華人民共和国)及び英国において人材紹介事業を展開しており、当社のご登録者が海外へ就業を希望している地域と一致しております。そのため、当社はそれぞれ現地にある JAC Recruitment Group各社を業務提携先としております。

ただし、今後発生するご登録者、既存地域を含む取引先企業の必要とする海外地域での提携先につきましては、あらゆる可能性の中で必要に応じて、JAC Recruitment Group各社以外も含め、広く海外人材紹介企業との短期あるいは長期的な提携契約を締結し、海外展開を図っていく方針です。

(3) 法的規制について

事業運営に必要な許可について

当社は有料職業紹介事業者及び一般労働者派遣事業者として、厚生労働大臣の許可を受けております。また、当社の有している有料職業紹介事業者の許可の取消については、職業安定法第32条の9に欠格事項が定められており、一般労働者派遣事業許可の取消については、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律(労働者派遣法)の第6条に欠格事由が定められています。現時点において認識している限りでは、当社はこれらの法令に定める欠格事由(法人であつて、その役員のうち禁錮以上の刑に処せられている、成年被後見人もしくは被補佐人又は破産者で復権を得ないもの等に該当する者があるもの)に該当する事実はありません。しかしながら将来、何らかの理由により許可の取消等が発生した場合には、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

法的規制の変化等について

当社は、職業安定法、労働者派遣法を遵守し事業を行っております。当該法規の改正等により法的規制が強化された場合には、当社の事業に制限が加わる可能性があります。

(4) 登録者数の確保について

人材紹介事業においては、その事業の性格上、ご登録者の確保が非常に重要であることから、当社では、ご登録者をインターネット、新聞等による広告や、既登録者からの紹介等により募集しております。しかしながら、このような施策によりましても、団塊世代の退職並びに少子高齢化による将来の労働人口の減少、及び労働市場の変化等によって、企業からの求人を満足させる人材が確保できない場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(5) 紹介手数料について

人材紹介事業においては、当社から求人先企業にご登録者を紹介し、就業開始をもって手数料を請求・売上計上しております。求人先企業とはご登録者を紹介する前に契約書もしくは申込書により手数料率、自己都合退職による返金の取り決めを行っております。人材紹介事業における企業間競争の激化により、この手数料率、自己都合退職による返金の取り決めに関して大きな変更があった場合には、請求金額が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(6) ご登録者の自己都合退職について

当社は、人材紹介事業において、ご登録者の意向をもとに就業先を紹介し、求人内容、就業先の状況等の説明を行い、納得して就業していただけるよう心がけております。しかしながら、ご登録者が自己都合に

より入社後3ヶ月以内に退職した場合、コンサルタントフィーの一部を返金しております。雇用状況の変化等により、早期自己都合退職の比率が変動する場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(7)派遣料金について

人材派遣事業においては、派遣先企業に月単位で派遣料金を請求・売上計上しており、派遣スタッフに支払う給与及び社会保険等の費用を売上原価に計上しております。当社は適正水準による給与支払と適正価格による請求に努めており、派遣給与支払水準の引き上げの際には請求料金についても値上げすべく、派遣先企業との交渉に取り組んでおります。しかしながら、人材派遣事業における企業間競争の激化により、適正価格の水準を大きく下回る変更があった場合には、請求料金と支払給与の比率が変動し、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(8)派遣スタッフの社会保険料負担

当社は、社会保険の未加入問題に意識を持ち、派遣スタッフ及び派遣先企業へ働きかけを行っております。その結果、当社における社会保険の加入状況は平成22年12月31日現在において、加入有資格者38名全員が加入しております。

他方、平成16年年金制度改革により、標準報酬月額に対する厚生年金保険料会社負担分が現在の1,000分の80.29から、平成29年まで毎年1,000分の1.77ずつ引き上げられ、平成29年以降は1,000分の91.5まで上昇します。今後も社会情勢の変化によっては、社会保険制度の改正が考えられ、保険料率や被保険者の範囲などに変更がある場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(注) 派遣労働者と2ヶ月以内の期間を定めて雇用契約を締結する場合並びに1日又は1週間の労働時間及び1ヶ月の労働日数が派遣先企業における当該業務の基準労働時間及び労働日数の概ね4分の3未満である場合には社会保険の適用除外と定められております。(健康保険法第3条、厚生年金保険法第12条)

(9)景気変動について

転職市場は景気変動に伴う企業の採用動向の変化に影響を受けますが、人材紹介事業は景気の低迷期においても一定の需要があるものと考えております。しかしながら、景気が想定を超えて変動した場合には、当社の業績に影響を与える可能性があります。

(10)退職者の同業他社への転職、同業の開始による影響

当社では、退職後一定期間における同業他社への転職禁止規定を設けると共に退職時には当社営業資産(顧客企業情報、ご登録者情報)の持出禁止と営業行為の禁止に対する同意書を提出させておりますが、同業他社への転職又は同業開始を完全に防止するには至っておりません。当社は、取引企業及びご登録者の当社担当者を複数化すること及び退職時の引継ぎ徹底により、営業上の損害が発生しない体制を取っておりますが、退職者が内密に当社取引先企業及びご登録者と接触することで、当社の紹介・派遣両事業を妨げる可能性があります。

(11)労働基準監督署の是正勧告と対応状況

平成17年9月14日に実施された中央労働基準監督署の調査に基づく、超過勤務の不払いの是正と過重労働の是正につきましては、同年12月の同署に対する報告をもって完了した旨の確認を同署よりいただきました。また、同署指摘事項につきましては、東京本社のみならず、全拠点において同様の是正を実施いたしました。それ以降各拠点において毎月開催する衛生委員会を中心として各現場管理職が、過重労働、サービス残業の撲滅に取り組んでおります。

しかしながら、今後、労働基準監督署等の調査の結果、当社に違反等が認められ、当社が行政指導を受けた場合には、当社の事業運営に大きな支障をきたすとともに、業績及び財務状況に大きな影響を与える可能性があります。

5 【経営上の重要な契約等】

当社は以下の業務提携契約を締結しております。

契約の概要は以下のとおりであります。

契約の名称	会社名	契約の内容	契約期間
業務提携契約書	JAC Singapore Pte Ltd	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。 業務提携先の一方的な関与により入社確定した場合は紹介手数料の70%を、業務提携先の関与が事実上なく入社確定した場合は紹介手数料の30%を業務提携先に支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成14年8月13日
業務提携契約書	AGENSI PEKERJAAN JAC Sdn Bhd (JAC Malaysiaの100% 出資事業運営子会社)	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。 業務提携先の一方的な関与により入社確定した場合は紹介手数料の70%を、業務提携先の関与が事実上なく入社確定した場合は紹介手数料の30%を業務提携先に支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成14年8月13日
業務提携契約書	JAC Recruitment UK Ltd	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。 業務提携先の一方的な関与により入社確定した場合は紹介手数料の70%を、業務提携先の関与が事実上なく入社確定した場合は紹介手数料の30%を業務提携先に支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成14年8月13日
業務提携契約書	JAC Personnel Recruitment Ltd (Thailand)	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。 業務提携先の一方的な関与により入社確定した場合は紹介手数料の70%を、業務提携先の関与が事実上なく入社確定した場合は紹介手数料の30%を業務提携先に支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成16年9月1日
業務提携契約書	PT. JAC Indonesia	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。 業務提携先の一方的な関与により入社確定した場合は紹介手数料の70%を、業務提携先の関与が事実上なく入社確定した場合は紹介手数料の30%を業務提携先に支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成17年5月1日
業務提携契約書	北京鼎世人材服務有限公司 (China)	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。 業務提携先の一方的な関与により入社確定した場合は紹介手数料の70%を、業務提携先の関与が事実上なく入社確定した場合は紹介手数料の30%を業務提携先に支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成20年2月13日
業務提携契約書	上海鼎世人材服務有限公司 (China)	相互に人材を紹介し、入社確定したものについて人材を紹介した会社に紹介手数料の50%を支払う。 業務提携先の一方的な関与により入社確定した場合は紹介手数料の70%を、業務提携先の関与が事実上なく入社確定した場合は紹介手数料の30%を業務提携先に支払う。	期間満了の1ヶ月以上前までにいずれからも書面による更新拒絶又は契約内容の変更の申し入れがなされない限り1年間延長、以降も同様とする。 (契約締結日)平成20年10月24日

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当社は連結財務諸表を作成しておりませんので、財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析・検討内容は当社の財務諸表に基づいて分析した内容であります。なお、本項における将来に関する事項については、有価証券報告書提出日現在において判断したものであります。

(1) 重要な会計方針及び見積り

当社の財務諸表は、わが国において一般的に公正妥当と認められている会計基準に基づき作成されております。この財務諸表の作成にあたっての会計基準は、「第5 経理の状況 1 財務諸表等 (1) 財務諸表」の「重要な会計方針」に記載のとおりであります。

(2) 当事業年度の経営成績の分析

人材紹介事業の売上高は、事業改革による生産性向上の結果、営業要員数の減少にもかかわらず、前年同期比6.0%増の4,004百万円となりました。人材派遣事業の売上高は、紹介予定派遣に限定して事業を推進した結果、同40.4%減の271百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の売上高は同1.0%増の4,275百万円となりました。

当事業年度の売上総利益は、利益率の高い人材紹介事業の売上高が増加したことにより、前年同期比4.3%増の4,045百万円となり、売上高総利益率も同3.0ポイント上昇し、94.6%となりました。

販売費及び一般管理費は、人件費の抑制、オフィスの縮小による家賃削減、広告宣伝費の抑制等により、同23.7%減の3,520百万円となりました。

以上の結果、当事業年度の営業利益は524百万円(前年同期は736百万円の営業損失)となり、売上高営業利益率は同29.7ポイント増の12.3%となりました。

当事業年度の営業外収益は、受取利息、還付加算金等の減少により、前年同期比1百万円減の7百万円となりました。

当事業年度の税引前当期純利益は、固定資産除却に伴い22百万円の特別損失を計上し、511百万円(前年同期は763百万円の税引前当期純損失)となりました。また、法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額の合計は、前年同期比41百万円増の51百万円となりました。

以上の結果、当期純利益は459百万円(前年同期は773百万円の当期純損失)となりました。

(3) 資本の財源及び資金の流動性についての分析

流動性と資金の源泉

当社の所要資金は大きく分けると、経常運転資金と設備投資資金となっております。これらについては、自己資金による調達を基本としております。

当事業年度の設備投資の主なものは、人材紹介等システム改修8百万円及び名古屋支店移転工事5百万円であります。

キャッシュ・フロー

当事業年度末の現金及び現金同等物の残高は、前事業年度末に比べて770百万円増加の1,400百万円となりました。各活動におけるキャッシュ・フローの状況は以下のとおりであります。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の営業活動によるキャッシュ・フローは、762百万円の収入（前事業年度は1,221百万円の支出）となりました。主な要因といたしましては、税引前当期純利益の511百万円、未払消費税等の増加額146百万円によるものであります。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の投資活動によるキャッシュ・フローは、46百万円の支出（前事業年度は136百万円の収入）となりました。主な要因といたしましては、敷金及び保証金の回収による収入55百万円、敷金及び保証金の差入による支出24百万円、定期預金の預入による支出50百万円によるものです。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当事業年度の財務活動によるキャッシュ・フローは、54百万円の収入（前事業年度は101百万円の収入）となりました。主な要因といたしましては、短期借入れによる収入200百万円、短期借入金の返済による支出150百万円によるものであります。

資産、負債及び純資産

当事業年度末の総資産は、現金及び預金820百万円増加、未収消費税等86百万円減少、有形固定資産51百万円減少により、前事業年度末に比べて643百万円増加の2,310百万円となりました。負債合計につきましては、未払消費税等60百万円増加、未払法人税等54百万円増加、短期借入金50百万円の増加により、前事業年度末に比べて179百万円増加の578百万円となりました。純資産につきましては、当期純利益459百万円による利益剰余金の増加456百万円により、前事業年度末に比べて463百万円増加の1,732百万円となり、自己資本比率は75.0%となりました。

第3 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当事業年度におきましては、29百万円の設備投資を実施いたしました。

主な投資として、業務効率化を目的とした人材紹介等システムの改修8百万円、及びオフィス賃借料削減のための名古屋支店移転工事5百万円、神戸支店移転工事4百万円を実施いたしました。

なお当事業年度におきましては、名古屋支店移転による除却損11百万円を計上いたしました。

2 【主要な設備の状況】

当社は国内6ヶ所にて営業を行っており、主要な設備は、次のとおりであります。

事業所名 (所在地)	事業部門別 の名称	設備の内容	帳簿価額(百万円)			従業員数 (名)
			建物	工具、器具 及び備品	合計	
東京本社 (東京都千代田区)	人材紹介事業 人材派遣事業	事務所 設備等	34	35	70	232 (23)
大阪支店 (大阪市北区)	人材紹介事業 人材派遣事業	事務所 設備等	19	5	24	76 (-)
京都支店 (京都市下京区)	人材紹介事業	事務所 設備等	7	0	8	11 (-)
横浜支店 (横浜市西区)	人材紹介事業	事務所 設備等	13	2	16	16 (1)
名古屋支店 (名古屋市中区)	人材紹介事業 人材派遣事業	事務所 設備等	5	1	6	23 (1)
神戸支店 (神戸市中央区)	人材紹介事業	事務所 設備等	4	0	4	9 (-)

(注) 1. 帳簿価額は固定資産に係る減損損失計上後の金額であります。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

3. 建物につきましては賃借しており、年間賃借料は371百万円であります。

4. 従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数(パートタイマー、人材会社からの派遣社員を含みます。)は、年間の平均人員を()外数で記載しております。

5. リース契約による主な賃貸設備は、次のとおりであります。

名称	数量	リース期間 (年)	年間リース料 (百万円)	リース契約残高 (百万円)
事務用機器 (所有権移転外ファイナンス・リース)	7	5	8	6

3 【設備の新設、除却等の計画】

当社の設備投資については、事業計画をもとに、業界動向、投資効率を総合的に勘案して実施しております。

なお、平成22年12月31日における重要な設備の新設、除却等の計画は次のとおりであります。

(1) 重要な設備の新設等

特記すべき事項はありません。

(2) 重要な設備の除却等

特記すべき事項はありません。

第4 【提出会社の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,400,000
計	2,400,000

【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数(株) (平成22年12月31日)	提出日現在 発行数(株) (平成23年3月23日)	上場金融商品取引所 名又は登録認可金融 商品取引業協会名	内容
普通株式	688,200	688,200	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	(注) 1、2
計	688,200	688,200		

- (注) 1. 普通株式は完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。また、単元株式数は10株であります。
2. 提出日現在発行数の欄には、平成23年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの、新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき発行した新株予約権は、次のとおりであります。
(平成16年12月9日の臨時株主総会決議により平成16年12月24日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	2,370(注)6	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	2,370(注)1、6	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	1,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年1月1日 至 平成26年12月8日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 1,000 資本組入額 500	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \frac{\text{調整前行使価額}}{\text{既発行株式数}} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

4. 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記3の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

6. 従業員3名700株分の権利が喪失している。また取締役及び従業員計17名が26,040株、監査役2名が2,000株の権利行使をしている。

(平成18年3月29日の第19期定時株主総会決議により平成18年6月2日発行)

区分	事業年度末現在 (平成22年12月31日)	提出日の前月末現在 (平成23年2月28日)
新株予約権の数(個)	10,700(注)6	10,400(注)7
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)		
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	10,700(注)1、6	10,400(注)1、7
新株予約権の行使時の払込金額(円)	4,000(注)2	同左
新株予約権の行使期間	自 平成20年5月17日 至 平成28年3月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 4,000 資本組入額 2,000	同左
新株予約権の行使の条件	(注)3	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	(注)5	同左
代用払込みに関する事項		
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項		

(注) 1. 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、係る調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 分割・併合の比率

また、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める株式数の調整を行う。

2. 当社が行使価額を下回る払込金額で新株の発行又は自己株式の処分をするときは、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新規発行又は処分株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額又は処分価額}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数又は処分株式数}}$$

上記算式において「既発行株式数」とは、発行済株式総数から当社が保有する自己株式数を控除した数とする。

また、株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、1円未満の端数は切上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

さらに、当社が他社と吸収合併もしくは新設合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は当社が新設分割もしくは吸収分割を行う場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

3. 新株予約権の行使の条件

新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。

新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

4. 新株予約権の消却事由及び消却条件

当社が消滅会社となる合併についての合併契約書、当社が完全子会社となる株式交換についての株式交換契約書又は株式移転の議案について株主総会の承認決議がなされたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

上記3の に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなくなった場合、及び新株予約権者が新株予約権の全部又は一部を放棄した場合は、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。

5. 新株予約権の譲渡

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要する。

6. 従業員21名10,800株分の権利が喪失している。また監査役1名が500株の権利行使をしている。

7. 従業員1名が300株の権利行使をしている。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

適用ありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成18年4月18日 (注)1	8,000	614,500	16	96	16	71
平成18年9月21日 (注)2	50,000	664,500	511	607	511	582
平成20年1月1日～ 平成20年12月31日 (注)3	23,700	688,200	11	619	11	594

(注)1. 有償第三者割当 8,000株 発行価格 4,000円 資本組入額 2,000円

割当先 JACJapan社員持株会

2. 有償一般募集(ブックビルディング方式による募集)

引受価額 20,460円

資本組入額 10,230円

払込金総額 1,023百万円

3. 平成16年12月9日の臨時株主総会決議による旧商法第280条ノ20及び法第280条ノ21の規定に基づく平成16年12月24日発行の新株予約権の行使

発行株数 23,700株

発行価格 1,000円

資本組入額 500円

(6) 【所有者別状況】

平成22年12月31日現在

区分	株式の状況(1単元の株式数10株)							単元未満株式の状況(株)	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数(人)		1	8	5	3	5	819	841	-
所有株式数(単元)		407	181	37	2,123	368	65,700	68,816	40
所有株式数の割合(%)		0.59	0.26	0.05	3.09	0.53	95.47	100.00	-

(注) 自己株式33,663株は、「個人その他」に3,366単元及び「単元未満株式の状況」に3株を含めて記載しております。

(7) 【大株主の状況】

平成22年12月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
田崎 忠良 (常任代理人 弁護士 小澤 優一)	London United Kingdom (東京都千代田区丸の内3丁目2-3 富士ビル6階 石井法律事務所気付)	256,540	37.28
田崎 ひろみ (常任代理人 弁護士 小澤 優一)	London United Kingdom (東京都千代田区丸の内3丁目2-3 富士ビル6階 石井法律事務所気付)	119,660	17.39
金親 晋午	東京都目黒区	102,100	14.84
神村 昌志	兵庫県川辺郡猪名川町	22,430	3.26
パーシング ディヴィジョン オブドナルドソン ラフキン アンド ジェンレット エスイーシーコーポレーション (常任代理人 シティバンク銀行株式会社)	ONE PERSHING PLAZA JERSEY CITY NEW JERSEY U.S.A. (東京都品川区東品川二丁目3番14号)	20,810	3.02
服部 啓男	神奈川県川崎市幸区	15,830	2.30
JAC Recruitment社員持株会 理事長 小野 廣人	東京都千代田区神田神保町一丁目105番地 神保町三井ビルディング14階	14,120	2.05
池田 秀樹	大阪府吹田市	6,000	0.87
大阪証券金融株式会社 取締役社長 堀田 隆夫	大阪府大阪市中央区北浜二丁目4-6	4,070	0.59
大橋 茂一	東京都世田谷区	4,000	0.58
増田 浩二	神奈川県横須賀市	4,000	0.58
計		569,560	82.76

(注) 上記のほか、自己株式が33,663株あります。(発行済株式総数に対する所有株式数の割合は4.89%)

(8) 【議決権の状況】

【発行済株式】

平成22年12月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式			
議決権制限株式(自己株式等)			
議決権制限株式(その他)			
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 33,660		
完全議決権株式(その他)	普通株式 654,500	65,450	(注) 1
単元未満株式	普通株式 40		(注) 2
発行済株式総数	688,200		
総株主の議決権		65,450	

(注) 1. 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。

2. 「単元未満株式」の株式数の欄には、当社所有の自己株式3株が含まれております。

【自己株式等】

平成22年12月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式 総数に対する 所有株式数 の割合(%)
(自己保有株式) 株式会社 ジェイ エイ シー リクルートメント	東京都千代田区神田神保 町一丁目105番地神保町三 井ビルディング14階	33,660		33,660	4.89
計		33,660		33,660	4.89

(9) 【ストックオプション制度の内容】

当社は、ストックオプション制度を採用しております。

旧商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき新株予約権を発行する方法によるものであります。

当該制度の内容は、次のとおりであります。

平成16年12月9日臨時株主総会決議

決議年月日	平成16年12月9日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 2 当社従業員 24(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	取締役に対し18,500、監査役に対し2,000、 従業員に対し10,610、合計31,110(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 3
新株予約権の行使期間	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

- (注) 1. 平成23年2月28日現在、付与対象者のうち当社取締役は3名減少(権利行使による減少3名)、当社監査役は2名減少(権利行使による減少2名)及び従業員は17名減少(退職による減少3名・権利行使による減少14名)により付与対象者は7名となっております。
2. 平成23年2月28日現在、株式の数は28,740株減少(退職による減少700株、権利行使による減少28,040株)により合計2,370株となっております。
3. 新株予約権の内容については、「(2) 新株予約権等の状況」に記載をしております。

平成18年3月29日第19期定時株主総会決議

決議年月日	平成18年3月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社監査役 1 当社従業員 40(注) 1
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
株式の数(株)	監査役に対し500、従業員に対し21,500、 合計22,000(注) 2
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 3
新株予約権の行使期間	(注) 3
新株予約権の行使の条件	(注) 3
新株予約権の譲渡に関する事項	(注) 3
代用払込みに関する事項	
組織再編成行為に伴う新株予約権の 交付に関する事項	

- (注) 1. 平成23年2月28日現在、付与対象者のうち当社監査役は1名減少(権利行使による減少1名)、従業員は22名減少(退職による減少21名、権利行使による減少1名)により付与対象者は18名となっております。
2. 平成23年2月28日現在、株式の数は11,600株減少(退職による減少10,800株、権利行使による減少800株)により合計10,400株となっております。
3. 新株予約権の内容については、「(2) 新株予約権等の状況」に記載をしております。

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】 普通株式

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

該当事項はありません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数(株)	処分価額の総額 (円)	株式数(株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った 取得自己株式				
消却の処分を行った取得自己株式				
合併、株式交換、会社分割に係る 移転を行った取得自己株式				
その他(新株予約権の権利行使) (注) 1	2,800	4,300,000	300	1,200,000
保有自己株式数(注) 2	33,663		33,363	

(注) 1. 「当期間におけるその他(新株予約権の権利行使)」欄には、平成23年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの新株予約権の権利行使による株式は含めておりません。

2. 「当期間における保有自己株式数」欄には、平成23年3月1日からこの有価証券報告書提出日までの単元未満株式の買取りによる取得自己株式数は含めておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様と長期的な信頼関係を構築するため、利益還元を重要な経営課題に位置付けております。配当方針につきましては、将来の事業展開と経営基盤強化のために必要な内部留保を確保しつつ、安定した配当を実施していくことを基本としております。

当社は、期末配当として年1回の剰余金の配当を行うことを基本方針としており、この剰余金の配当の決定機関は、株主総会であります。

なお当社は、「取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)をすることができる。」旨を定款に定めております。

(注) 当事業年度に属する剰余金の配当に関しましては、1株当たり100円の期末配当とし、平成23年3月23日開催の第24期定時株主総会において決議されました。配当金の総額は65百万円であります。

4 【株価の推移】

(1) 【最近5年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第20期	第21期	第22期	第23期	第24期
決算年月	平成18年12月	平成19年12月	平成20年12月	平成21年12月	平成22年12月
最高(円)	27,800	25,100	6,850	2,500	3,860
最低(円)	20,100	4,300	1,620	1,259	990

(注) 最高・最低株価は、平成22年3月31日以前はジャスダック証券取引所におけるものであり、平成22年4月1日から平成22年10月11日までは大阪証券取引所(ＪＡＳＤＡＱ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)におけるものであります。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	平成22年7月	8月	9月	10月	11月	12月
最高(円)	2,900	3,090	2,750	2,980	3,000	3,200
最低(円)	2,617	2,490	2,520	2,550	2,590	2,880

(注) 最高・最低株価は、平成22年10月11日以前は大阪証券取引所(ＪＡＳＤＡＱ市場)におけるものであり、平成22年10月12日以降は大阪証券取引所ＪＡＳＤＡＱ(スタンダード)におけるものであります。

5 【役員 の 状 況】

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役会長 (代表 取締役)	CEO	田 崎 ひろみ	昭和25年12月23日生	昭和44年4月 京都桃山ライオンズクラブ入社 昭和52年4月 住友信託銀行株式会社 ロンドン支店入社 昭和56年5月 T.TAZAKI&Co Ltd入社 昭和62年3月 JAC Singapore Pte Ltd設立 取締役就任(現任) 昭和63年3月 当社設立取締役就任 平成3年8月 T.TAZAKI&Co Ltd代表取締役就任 (現任) 平成10年12月 JAC Strattons Ltd設立 代表取締役就任 平成12年1月 当社代表取締役就任 平成13年11月 JAC Financial Design Ltd設立 代表取締役就任(現任) 平成14年9月 JAC Recruitment UK Ltd設立 代表取締役就任(現任) 平成17年3月 当社取締役会長就任 平成17年12月 JAC Personnel Recruitment Ltd取締役就任(現任) 平成17年12月 JAC Recruitment Sdn Bhd 取締役就任(現任) 平成19年7月 JAC Strattons Ltd取締役就任 平成20年2月 JAC Strattons Ltd 代表取締役就任(現任) 平成20年4月 当社代表取締役社長就任 平成20年6月 PT.JAC Indonesia取締役就任 (現任) 平成23年1月 当社代表取締役会長・CEO就任 (現任)	(注) 2	119
取締役社長 (代表取締 役)	COO兼 営業本部長	松 園 健	昭和33年1月3日生	昭和58年5月 株式会社就職情報センター(現株 式会社リクルート)入社 平成15年4月 株式会社リクルートエイブリック (現株式会社リクルートエージェ ント)入社 平成18年4月 株式会社リクルートエグゼクティ ブエージェント代表取締役社長 平成20年4月 同社取締役 平成20年11月 当社営業副本部長 平成21年2月 当社営業本部長(現任) 平成21年3月 当社専務取締役就任 平成23年1月 当社代表取締役社長・COO就任 (現任)	(注) 2	1
取締役 副社長 (代表 取締役)	CFO兼 管理本部長	服 部 啓 男	昭和29年12月25日生	昭和52年4月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルート)入社 平成7年4月 株式会社ハーフセンチュリーモア 入社 平成7年7月 同社取締役就任 平成13年7月 当社取締役就任 平成13年8月 当社取締役副社長就任 平成16年3月 株式会社パークレーヴァウチャー ズ監査役就任 平成17年4月 当社管理部長 平成18年7月 当社管理本部長兼人事部長 平成19年1月 当社管理本部長 平成20年1月 当社営業本部長 平成20年4月 当社代表取締役副社長就任 (現任) 平成21年2月 当社管理本部長(現任) 平成23年1月 当社CFO就任(現任)	(注) 2	15

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役 相談役		田 崎 忠 良	昭和18年7月16日生	昭和42年6月 三菱商事株式会社ロンドン支店 入社 昭和43年10月 Continental Ore Corp ロンドン支店入社 昭和48年4月 住友商事株式会社ロンドン支店 入社 昭和49年11月 T.TAZAKI&Co Ltd設立取締役就任 (現任) 昭和62年1月 株式会社パークレーヴァウチャー ズ設立代表取締役就任 昭和63年3月 当社設立代表取締役就任 平成12年1月 当社取締役就任 平成16年3月 株式会社パークレーヴァウチャー ズ取締役就任 平成17年3月 当社取締役相談役就任(現任)	(注) 2	256
常勤監査役		山 下 実	昭和34年11月1日生	昭和57年4月 株式会社日本リクルートセンター (現株式会社リクルート)入社 昭和60年5月 株式会社リクルートコスモス(現 株式会社コスモスイニシア)入社 平成6年5月 株式会社セントラルサービスシス テム入社 平成8年11月 株式会社ゴールドクレスト入社 平成12年2月 有限会社ブレインフォーラム設立 取締役就任 平成13年3月 株式会社レゾナンス監査役就任 平成15年3月 NFGインベストメントサポート株 式会社取締役就任 平成17年3月 当社常勤監査役就任(現任)	(注) 3	0
監査役		大 橋 茂 一	大正11年3月28日生	昭和19年10月 株式会社住友本社入社 昭和59年6月 住友商事株式会社代表取締役副社 長就任 昭和62年6月 住商リース株式会社(現三井住友 ファイナンス&リース株式会社)代 表取締役社長就任 平成13年3月 当社監査役就任(現任)	(注) 3	4
監査役		伊 藤 尚	昭和33年5月26日生	昭和60年4月 弁護士登録 銀座法律事務所(現阿部・井窪・ 片山法律事 務所)入所 平成3年4月 最高裁判所司法研修所所付就任 (民事弁護) 平成10年1月 同法律事務所パートナー就任(現 任) 平成15年4月 最高裁判所司法研修所教官就任 (民事弁護) 平成23年3月 当社監査役就任(現任)	(注) 4	
計						398

- (注) 1. 代表取締役会長田崎ひろみは、取締役相談役田崎忠良の配偶者であります。
2. 平成23年3月23日開催の定時株主総会の終結の時から1年間。
3. 平成22年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間。
4. 平成23年3月23日開催の定時株主総会にて選任されましたが、当社定款の定めにより前任者の任期を引き継いでいるため、平成22年3月25日開催の定時株主総会の終結の時から4年間を任期としております。
5. 監査役山下実、大橋茂一及び伊藤尚は社外監査役であります。
6. 当社は、法令に定める監査役の数に欠けることになる場合に備え、会社法第329条第2項に定める補欠監査役1名を選任しております。補欠監査役の略歴は次のとおりであります。

氏名	生年月日	略歴	所有株式数(千株)
小 澤 優 一	昭和18年9月1日生	昭和44年4月 弁護士登録 石井法律事務所入所 現在に至る	3

7. 当社では、経営の意思決定及び監督機能と業務執行機能の分離を可能とする執行役員制度を導入し、取締役会の意思決定及び監督機能を強化しております。執行役員は5名で構成されております。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

企業統治の体制

当社は、長期安定的な株主価値の向上が、会社経営の使命であると考えており、会社の永続的な発展のために、経営の透明性、健全性及び効率性を追求しております。また、当社は、タイムリーかつ正確な経営情報を開示すること、法令を遵守し、株主をはじめ顧客企業、ご登録者、社員等ステークホルダーとの良好な関係を維持発展させることを図るために、コーポレート・ガバナンス体制を強化してまいります。

当社は、平成23年3月23日開催の第24期定時株主総会において、社外取締役及び社外監査役との間で責任限定契約を締結できる旨の規定を定款に新設し、社外監査役伊藤尚氏との間において、会社法第427条第1項に基づき、会社法423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は法令に定める額としております。

イ．会社の機関の内容

当社は、取締役会と監査役制度を設け、この2つの機関が中心となって、コーポレート・ガバナンスの維持・強化を図る体制をとっております。その具体的な内容は次のとおりであります。

取締役会は、取締役4名で構成されており、毎月1回の定例取締役会を、また、必要に応じて臨時の取締役会を開催することとしており、原則として取締役、監査役全員の参加をもって議事を行うこととしております。取締役会は、経営方針、その他経営に関する重要事項を決定するとともに、業務執行状況を監督する機関として運用されております。

監査役は、常勤監査役及び非常勤監査役2名の計3名を選任しております。監査役3名は、いずれも会社法所定の社外監査役の要件を充たしております。毎月1回の監査役会を開催しており、取締役会、その他重要な会議に出席するとともに、監査役相互の情報共有、効率的な監査に資する体制としております。

また、営業報告会は、職務執行取締役、執行役員、部長・支店長で構成されており、代表取締役会長・CEOの統括の下に毎週1回開催し、当社の経営上の重要事項に関して協議及び各種施策の決定をしております。

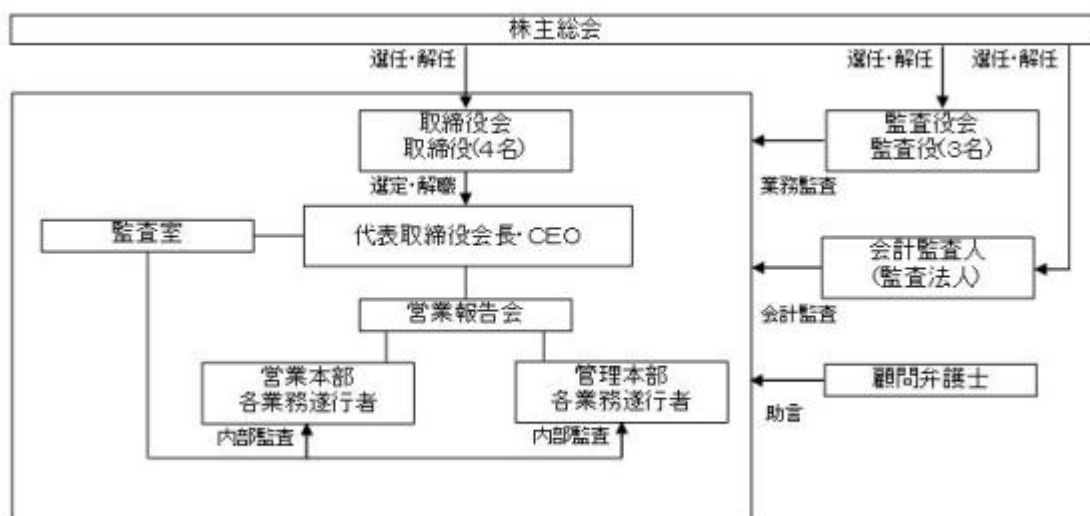
ロ．内部統制システムの整備状況

当社は、必要な業務・管理機能を所定の部組織に分割して担わせ、業務規程、権限規程の遵守を徹底することで、権限分離と内部牽制を実現する業務運営を図ることとしております。

さらに、内部監査機関として会長直属の組織である監査室が、年度毎の内部監査スケジュールに沿った内部監査を実施し、内部牽制組織の有効性をモニタリングすることとしております。

(会社の機関、内部統制の関係)

平成23年3月23日現在



内部監査及び監査役監査

内部監査は、会長直属の組織である監査室が担当し、監査室長及び室員の2名を中心に、必要に応じて他部門の者の協力を得て行っております。内部監査に当たっては、年間の内部監査計画に基づき、業務規程、権限規程の遵守状況のほか、各部におけるコンプライアンス遵守体制及びリスク管理状況を調査検証しております。

監査役監査は、年間の監査計画に基づき監査役3名により取締役会に出席するほか、法令定款の遵守状況を中心とした業務監査を行っております。

社外監査役山下実氏は長年にわたる経理、財務の業務経験をいかして経営の監視・監査を行っております。

内部監査及び監査役監査の実施に当たっては、三様監査の基本思想のもと、内部監査担当者及び監査役間で相互報告を行うほか、監査法人から監査の方法と結果に関する報告を受け、相互の連携を図っております。

社外取締役及び社外監査役

当事業年度末現在、当社は社外取締役を選任しておりません。また、社外監査役は3名であります。

社外監査役による監査を実施しており、経営の監視等において十分にその機能を果たしていると考えているため、社外取締役を選任しておりません。取締役会では、社外監査役の意見を十分に取り入れた上で、経営の判断を下しております。

社外監査役3名はいずれも当社のその他の取締役、監査役と人的関係を有さず、当社との間に特別な利害関係はありません。

社外監査役山下実氏は長年にわたる経理、財務の業務を主として、管理部門業務全般について経験を重ねてきており、これまでの経験をいかして経営の監視・監査を行っております。当事業年度末現在で当社株式を500株保有しております。

社外監査役大橋茂一氏はこれまでの上場企業での経営者としての知見をいかして経営の監視・監査を行っております。当事業年度末現在で当社株式を4,000株保有しております。

社外監査役伊藤尚氏は長年の弁護士として培われた法律知識及び経験をいかして経営の監視・監査を行っております。

役員の報酬等

イ 提出会社の役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額(百万円)				対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	ストック オプション	賞与	退職慰労金	
取締役 (社外取締役を除く。)	53	53				4
監査役 (社外監査役を除く。)						
社外役員	13	13				3

ロ 提出会社の役員ごとの報酬等の総額等

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

ハ 使用人兼務役員の使用人給与のうち、重要なもの

該当事項はありません。

二 役員の報酬等の額の決定に関する方針

取締役の報酬限度額は平成17年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額300百万円以内(ただし、使用人分給与は含まない。)と決議いただいております。
監査役の報酬限度額は、平成17年3月25日開催の第18期定時株主総会決議において年額50百万円以内と決議いただいております。

株式の保有状況

該当事項はありません。

会計監査の状況

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

平成22年12月期において会計監査業務を執行した公認会計士の氏名及び監査業務に係る補助者の構成は、以下のとおりであります。

- ・業務を執行した公認会計士の氏名
指定有限責任社員 業務執行社員 村山憲二、指定有限責任社員 業務執行社員 山崎一彦
なお、継続監査年数は、全員7年以内であるため、記載を省略しております。
- ・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士2名、その他9名

取締役の定数

当社の取締役は、8名以内とする旨を、定款に定めております。

取締役選解任決議の要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行い、累積投票によらない旨を、取締役の解任決議については、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。

自己株式の取得

当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる旨を、定款に定めております。これは、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、市場取引等により自己の株式を取得することを目的とするものであります。

株主総会特別決議の要件

当社は、会社法第309条第2項の定めによる決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を、定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

取締役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を、定款に定めております。これは、取締役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

監査役の責任免除

当社は、取締役会の決議によって、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる旨を、定款に定めております。これは、監査役が職務を遂行するにあたり、その能力を十分に発揮して、期待される役割を果たしうる環境を整備することを目的とするものであります。

中間配当金

当社は、取締役会の決議によって、毎年6月30日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）をすることができる旨を、定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を行うことを目的とするものであります。

(2) 【監査報酬の内容等】

【監査公認会計士等に対する報酬の内容】

前事業年度		当事業年度	
監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
23		19	

【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

【監査公認会計士等の提出会社に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

【監査報酬の決定方針】

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬については、年内の監査日程を基に、監査日数と当社の規模や経理体制の状況及び世間相場等を勘案し、協議の上決定しております。

第5 【経理の状況】

1. 財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。)に基づいて作成しております。

前事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)は、改正前の財務諸表等規則に基づき、当事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)は、改正後の財務諸表等規則に基づいて作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、前事業年度(平成21年1月1日から平成21年12月31日まで)及び当事業年度(平成22年1月1日から平成22年12月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人により監査を受けております。

3. 連結財務諸表について

当社は子会社がありませんので、連結財務諸表を作成しておりません。

4. 財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、財務諸表等の適正性を確保するために、公益財団法人財務会計基準機構へ加入し、各種研修等に参加しております。

1【財務諸表等】

(1)【財務諸表】

【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	629	1,450
売掛金	224	238
貯蔵品	0	0
前払費用	53	46
未収消費税等	86	-
その他	18	9
貸倒引当金	4	2
流動資産合計	1,007	1,742
固定資産		
有形固定資産		
建物	185	155
減価償却累計額	81	71
建物（純額）	103	84
車両運搬具	11	11
減価償却累計額	9	9
車両運搬具（純額）	2	1
工具、器具及び備品	289	243
減価償却累計額	210	197
工具、器具及び備品（純額）	78	46
建設仮勘定	-	0
有形固定資産合計	183	132
無形固定資産		
商標権	0	0
ソフトウェア	102	84
その他	2	4
無形固定資産合計	105	89
投資その他の資産		
出資金	-	0
敷金及び保証金	369	346
破産更生債権等	0	-
長期未収入金	9	9
貸倒引当金	10	9
投資その他の資産合計	369	346
固定資産合計	659	568
資産合計	1,667	2,310

	前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
負債の部		
流動負債		
短期借入金	100	150
未払金	178	130
未払費用	38	53
未払法人税等	8	62
未払消費税等	-	60
前受金	-	2
預り金	34	51
賞与引当金	25	52
解約調整引当金	10	14
その他	3	1
流動負債合計	398	578
負債合計	398	578
純資産の部		
株主資本		
資本金	619	619
資本剰余金		
資本準備金	594	594
資本剰余金合計	594	594
利益剰余金		
利益準備金	1	1
その他利益剰余金		
別途積立金	800	-
繰越利益剰余金	650	605
利益剰余金合計	150	606
自己株式	96	88
株主資本合計	1,268	1,732
純資産合計	1,268	1,732
負債純資産合計	1,667	2,310

【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
売上高		
紹介事業収入	1 3,776	1 4,004
派遣事業収入	455	271
売上高合計	4,231	4,275
売上原価		
紹介事業原価	17	36
派遣事業原価	336	193
売上原価合計	354	230
売上総利益	3,877	4,045
販売費及び一般管理費		
役員報酬	90	67
給料及び手当	2,344	1,840
法定福利費	315	252
退職給付費用	58	38
賞与引当金繰入額	25	52
貸倒引当金繰入額	10	0
地代家賃	580	444
減価償却費	105	76
広告宣伝費	458	255
その他	624	491
販売費及び一般管理費合計	4,614	3,520
営業利益又は営業損失()	736	524
営業外収益		
受取利息	1	0
物品売却益	1	0
還付加算金	3	1
設備賃貸料	-	4
その他	1	1
営業外収益合計	8	7
営業外費用		
支払利息	1	1
その他	0	0
営業外費用合計	1	1
経常利益又は経常損失()	729	530
特別利益		
固定資産売却益	3 0	-
貸倒引当金戻入額	2	1
損害補償金戻入額	-	5 4
特別利益合計	2	5

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
特別損失		
固定資産除却損	2 36	2 22
固定資産売却損	4 0	-
その他	0	2
特別損失合計	36	24
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	763	511
法人税、住民税及び事業税	10	51
法人税等合計	10	51
当期純利益又は当期純損失()	773	459

【売上原価明細書】

紹介事業売上原価明細

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
経費						
1. 外注費		17	17	36	36	100.0
合計			17		36	100.0

派遣事業売上原価明細

区分	注記 番号	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
労務費						
1. 派遣社員人件費		300		173		
2. 派遣社員法定福利費		35	335	20	193	99.9
経費						
1. その他		0	0	0	0	0.1
合計			336		193	100.0

【株主資本等変動計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
株主資本		
資本金		
前期末残高	619	619
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	619	619
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	594	594
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	594	594
資本剰余金合計		
前期末残高	594	594
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	594	594
利益剰余金		
利益準備金		
前期末残高	1	1
当期変動額		
当期変動額合計	-	-
当期末残高	1	1
その他利益剰余金		
別途積立金		
前期末残高	800	800
当期変動額		
別途積立金の取崩	-	800
当期変動額合計	-	800
当期末残高	800	-
繰越利益剰余金		
前期末残高	124	650
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	773	459
別途積立金の取崩	-	800
自己株式の処分	1	3
当期変動額合計	775	1,256
当期末残高	650	605

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
利益剰余金合計		
前期末残高	926	150
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	773	459
別途積立金の取崩	-	-
自己株式の処分	1	3
当期変動額合計	775	456
当期末残高	150	606
自己株式		
前期末残高	99	96
当期変動額		
自己株式の処分	3	7
当期変動額合計	3	7
当期末残高	96	88
株主資本合計		
前期末残高	2,041	1,268
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	773	459
自己株式の処分	1	4
当期変動額合計	772	463
当期末残高	1,268	1,732
純資産合計		
前期末残高	2,041	1,268
当期変動額		
当期純利益又は当期純損失()	773	459
自己株式の処分	1	4
当期変動額合計	772	463
当期末残高	1,268	1,732

【キャッシュ・フロー計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期純利益又は税引前当期純損失()	763	511
減価償却費	105	76
貸倒引当金の増減額(は減少)	5	2
賞与引当金の増減額(は減少)	19	27
解約調整引当金の増減額(は減少)	16	4
受取利息及び受取配当金	1	0
固定資産除却損	36	22
損害補償金戻入額	-	4
支払利息	1	1
有形固定資産売却損益(は益)	0	-
売上債権の増減額(は増加)	121	13
たな卸資産の増減額(は増加)	0	0
未払金の増減額(は減少)	166	50
未払費用の増減額(は減少)	1	14
未払消費税等の増減額(は減少)	124	146
その他	6	54
小計	813	788
利息及び配当金の受取額	1	0
利息の支払額	1	1
損害補償金の支払額	-	14
事業再構築費用の支払額	530	-
法人税等の還付額	122	-
法人税等の支払額	-	9
営業活動によるキャッシュ・フロー	1,221	762
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の預入による支出	-	50
有形固定資産の取得による支出	14	12
有形固定資産の売却による収入	0	-
無形固定資産の取得による支出	49	15
その他投資の取得による支出	1	24
その他投資の回収による収入	201	55
投資活動によるキャッシュ・フロー	136	46
財務活動によるキャッシュ・フロー		
短期借入れによる収入	500	200
短期借入金の返済による支出	400	150
配当金の支払額	0	0
自己株式の処分による収入	1	4
財務活動によるキャッシュ・フロー	101	54
現金及び現金同等物の増減額(は減少)	984	770
現金及び現金同等物の期首残高	1,613	629
現金及び現金同等物の期末残高	629	1,400

【重要な会計方針】

項目	前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)
1. たな卸資産の評価基準及び評価方法	貯蔵品 最終仕入原価法による原価法を採用しております。	同左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 定率法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 8年～15年 車両運搬具 6年 工具、器具及び備品 3年～20年 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 定額法を採用しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。 なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産(リース資産を除く) 同左 (2) 無形固定資産(リース資産を除く) 同左 (3) リース資産 同左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 売掛金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 解約調整引当金 解約による損失に備えるため、既に計上した売上高のうち、個別に解約が見込まれる分は個別の解約による払戻予想見積額を計上し、その他は解約の実績率により解約による払戻予想見積額を計上しております。	(1) 貸倒引当金 同左 (2) 賞与引当金 同左 (3) 解約調整引当金 同左

項目	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
4. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲	手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなっております。	同左
5. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

【会計処理方法の変更】

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
<p>(リース取引に関する会計基準)</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))を適用し、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来どおり賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。</p> <p>これによる損益への影響はありません。</p>	

【注記事項】

(貸借対照表関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)
当社は、運転資金の効率的な調達を行うため㈱三井住友銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。	当社は、運転資金の効率的な調達を行うため㈱三井住友銀行と当座貸越契約を締結しております。当事業年度末における当座貸越契約に係る借入金未実行残高等は次のとおりであります。
当座貸越極度額総額 400百万円	当座貸越極度額総額 100百万円
借入実行残高 100百万円	借入実行残高 100百万円
差引額 300百万円	差引額 -百万円

(損益計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1 紹介事業収入は、解約調整引当金繰入額10百万円及び解約調整引当金戻入額0百万円の調整後の金額であります。	1 紹介事業収入は、解約調整引当金繰入額14百万円の調整後の金額であります。
2 固定資産除却損の内訳	2 固定資産除却損の内訳
建物 0百万円	建物 13百万円
工具、器具及び備品 13百万円	工具、器具及び備品 6百万円
ソフトウェア 21百万円	ソフトウェア 3百万円
合計 36百万円	合計 22百万円
3 固定資産売却益の内訳	
工具、器具及び備品 0百万円	
合計 0百万円	
4 固定資産売却損の内訳	
工具、器具及び備品 0百万円	
合計 0百万円	
	5 損害補償金戻入額
	平成20年7月30日付で当社取締役を辞任した神村昌志氏に生じた損害に対して、当社は補償金を計上しておりましたが、競業避止に関する合意書に基づく競業行為差止等請求訴訟の結果、平成22年6月29日に和解が成立したため、補償金の一部を戻し入れたものであります。

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	688,200			688,200
合計	688,200			688,200
自己株式				
普通株式(注)	37,633		1,170	36,463
合計	37,633		1,170	36,463

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少1,170株は、新株予約権の行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	688,200			688,200
合計	688,200			688,200
自己株式				
普通株式(注)	36,463		2,800	33,663
合計	36,463		2,800	33,663

(注) 普通株式の自己株式の株式数の減少2,800株は、新株予約権の行使による減少であります。

2. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配 当額(円)	基準日	効力発生日
平成23年3月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	65	100	平成22年12月31日	平成23年3月24日

(キャッシュ・フロー計算書関係)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記されてい る科目の金額との関係 (平成21年12月31日現在) (百万円)	現金及び現金同等物の期末残高と貸借対照表に掲記 されている科目の金額との関係 (平成22年12月31日現在) (百万円)
現金及び預金勘定 629	現金及び預金勘定 1,450
預入期間が3ヶ月を超える定期預金 _____	預入期間が3ヶ月を超える定期預金 50
現金及び現金同等物 _____ 629	現金及び現金同等物 _____ 1,400

(リース取引関係)

前事業年度 (自 平成21年 1月 1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)																																																																																				
<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産</p> <p>紹介事業における設備(工具、器具及び備品)であります。</p> <p>(イ)無形固定資産</p> <p>ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>47</td> <td>28</td> <td>5</td> <td>14</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1</td> <td>1</td> <td></td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>49</td> <td>29</td> <td>5</td> <td>15</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>21百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の残高</td> <td>3百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>11百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法につきましては、利息法によっております。</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>296百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>293百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>589百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	47	28	5	14	ソフトウェア	1	1		0	合計	49	29	5	15	1年内	10百万円	1年超	10百万円	合計	21百万円	リース資産減損勘定の残高	3百万円	支払リース料	11百万円	リース資産減損勘定の取崩額	2百万円	減価償却費相当額	8百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	296百万円	1年超	293百万円	合計	589百万円	<p>1. ファイナンス・リース取引</p> <p>所有権移転外ファイナンス・リース取引</p> <p>リース資産の内容</p> <p>(ア)有形固定資産</p> <p>紹介事業における設備(工具、器具及び備品)であります。</p> <p>(イ)無形固定資産</p> <p>ソフトウェアであります。</p> <p>リース資産の減価償却の方法</p> <p>重要な会計方針「2. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。</p> <p>なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が、平成20年12月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額、減損損失累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額 (百万円)</th> <th>減価償却累計額相当額 (百万円)</th> <th>減損損失累計額相当額 (百万円)</th> <th>期末残高相当額 (百万円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>34</td> <td>28</td> <td>4</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ソフトウェア</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>-</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>36</td> <td>29</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>0百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>6百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の残高</td> <td>1百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、リース資産減損勘定の取崩額、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>リース資産減損勘定の取崩額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>同左</p> <p>2. オペレーティング・リース取引</p> <p>オペレーティング・リース取引のうち解約不能のものに係る未経過リース料</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>362百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>71百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>434百万円</td> </tr> </table>		取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)	工具、器具及び備品	34	28	4	1	ソフトウェア	1	1	-	0	合計	36	29	4	2	1年内	6百万円	1年超	0百万円	合計	6百万円	リース資産減損勘定の残高	1百万円	支払リース料	9百万円	リース資産減損勘定の取崩額	2百万円	減価償却費相当額	8百万円	支払利息相当額	0百万円	1年内	362百万円	1年超	71百万円	合計	434百万円
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																	
工具、器具及び備品	47	28	5	14																																																																																	
ソフトウェア	1	1		0																																																																																	
合計	49	29	5	15																																																																																	
1年内	10百万円																																																																																				
1年超	10百万円																																																																																				
合計	21百万円																																																																																				
リース資産減損勘定の残高	3百万円																																																																																				
支払リース料	11百万円																																																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	2百万円																																																																																				
減価償却費相当額	8百万円																																																																																				
支払利息相当額	0百万円																																																																																				
1年内	296百万円																																																																																				
1年超	293百万円																																																																																				
合計	589百万円																																																																																				
	取得価額相当額 (百万円)	減価償却累計額相当額 (百万円)	減損損失累計額相当額 (百万円)	期末残高相当額 (百万円)																																																																																	
工具、器具及び備品	34	28	4	1																																																																																	
ソフトウェア	1	1	-	0																																																																																	
合計	36	29	4	2																																																																																	
1年内	6百万円																																																																																				
1年超	0百万円																																																																																				
合計	6百万円																																																																																				
リース資産減損勘定の残高	1百万円																																																																																				
支払リース料	9百万円																																																																																				
リース資産減損勘定の取崩額	2百万円																																																																																				
減価償却費相当額	8百万円																																																																																				
支払利息相当額	0百万円																																																																																				
1年内	362百万円																																																																																				
1年超	71百万円																																																																																				
合計	434百万円																																																																																				

(金融商品関係)

当事業年度(自 平成22年 1月 1日 至 平成22年12月31日)

(追加情報)

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 平成20年3月10日)及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日)を適用しております。

1. 金融商品の状況 に関する事項

(1) 金融商品に対する取り組み方針

当社は、資金運用については短期的な預金等に限定し、資金調達に関しては銀行等の金融機関からの借入により行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。
営業債務である未払金及び未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日となっております。
借入金は、主に運転資金として必要な資金の調達を目的としたものであり、金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスクの管理

営業債権に係る信用リスクについては、当社の社内規程に従って、入金日・残高管理を行っており、回収懸念先については、経理部が進捗状況を把握し、月次の取締役会に報告しております。

市場リスクの管理

短期借入金の金利変動リスクは、借入額を必要最低限に抑えることによりその影響を緩和しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格のない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年12月31日現在における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

勘定科目名	貸借対照表計上額 (*)	時価 (*)	差額
(1) 現金及び預金	1,450	1,450	0
(2) 売掛金	238	238	0
(3) 敷金及び保証金	346	344	2
(4) 短期借入金	(150)	(150)	0
(5) 未払金	(130)	(130)	0

(*) 負債に計上されているものについては、()で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法に関する事項

資産

(1)現金及び預金、(2)売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3)敷金及び保証金

主としてオフィスの賃借時に差し入れている敷金・保証金であり、償還予定時期を見積り、安全性の高い長期の債券の利回りで割り引いた現在価値を算定しております。

負債

(4)短期借入金、(5)未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

2. 金銭債権の決算日後の償還予定額

勘定科目名	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内
現金及び預金	1,450	-	-
売掛金	238	-	-
敷金及び保証金	37	308	-
合計	1,725	308	-

(退職給付関係)

(1) 採用している退職給付制度の概要

当社は、平成18年12月1日に退職一時金制度より、確定拠出年金制度へ移行しております。

(2) 退職給付債務及びその内訳

該当事項はありません。

(3) 退職給付費用の内訳

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)		当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)	
確定拠出年金への掛金支払額(百万円)	55	確定拠出年金への掛金支払額(百万円)	38
臨時に支払った割増退職金等(百万円)	3		
合計(百万円)	58	合計(百万円)	38

(ストック・オプション等関係)

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

(1) スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 24名	当社監査役 1名 当社従業員 40名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 31,110株	普通株式 22,000株
付与日	平成16年12月24日	平成18年6月2日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	自 平成17年12月24日 至 平成20年1月1日	自 平成18年6月2日 至 平成20年5月17日
権利行使期間	自 平成20年1月1日 至 平成26年12月8日	自 平成20年5月17日 至 平成28年3月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1) スtock・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	6,140	17,750
権利確定		
権利行使	1,170	
失効		3,900
未行使残	4,970	13,850

2) 単価情報

		平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,000	4,000
行使時平均株価	(円)	1,719	
公正な評価単価(付与日)	(円)		0

(2) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年6月2日に付与したストック・オプションの公正な評価単価は、付与日において未公開企業であったため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。

1株当たりの評価額 4,000円

株式の評価は、収益還元法と時価純資産法に基づいて算出した価格を基礎として決定しております。

新株予約権の行使価格 4,000円

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため、単位当たり本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

当事業年度末における本源的価値の合計額は、ゼロであります。

なお、本源的価値の算定においては、期末日現在の株価の終値をもって、本源的価値を算定しております。

当事業年度中において権利行使された本源的価値の合計額 - 百万円

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) 財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による財務諸表に与える影響はありません。

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

(1) ストック・オプションの内容、規模及びその変動状況

ストック・オプションの内容

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
付与対象者の区分及び数	当社取締役 3名 当社監査役 2名 当社従業員 24名	当社監査役 1名 当社従業員 40名
ストック・オプション数(注)1	普通株式 31,110株	普通株式 22,000株
付与日	平成16年12月24日	平成18年6月2日
権利確定条件	(注)2	(注)2
対象勤務期間	自 平成17年12月24日 至 平成20年1月1日	自 平成18年6月2日 至 平成20年5月17日
権利行使期間	自 平成20年1月1日 至 平成26年12月8日	自 平成20年5月17日 至 平成28年3月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 権利確定条件

- (1) 新株予約権は、発行時に割当を受けた新株予約権者において、これを行使することを要する。ただし、相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (2) 新株予約権発行時において当社の取締役、監査役及び従業員であった者は、新株予約権行使時においても当社、当社子会社又は当社の関係会社の役員、監査役又は従業員であることを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職の場合、退職時に取締役会が特別にその後の行使を認めた場合、並びに相続により新株予約権を取得した場合はこの限りではない。
- (3) 新株予約権は、その行使期間においても当社普通株式が日本国内の証券取引所あるいは店頭市場において公開され6ヶ月を経過しなければ行使できない。

ストック・オプションの規模及びその変動状況

当事業年度において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

1) ストック・オプションの数

	平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利確定前 (株)		
前事業年度末		
付与		
失効		
権利確定		
未確定残		
権利確定後 (株)		
前事業年度末	4,970	13,850
権利確定		
権利行使	2,300	500
失効	300	2,650
未行使残	2,370	10,700

2) 単価情報

		平成16年 ストック・オプション	平成18年 ストック・オプション
権利行使価格	(円)	1,000	4,000
行使時平均株価	(円)	2,866	3,000
公正な評価単価(付与日)	(円)		0

(2) ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

平成18年6月2日に付与したストック・オプションの公正な評価単価は、付与日において未公開企業であったため、単位当たりの本源的価値の見積りにより算定しております。

1株当たりの評価額 4,000円

株式の評価は、収益還元法と時価純資産法に基づいて算出した価格を基礎として決定しております。

新株予約権の行使価格 4,000円

算定の結果、株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額のため、単位当たり本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロと算定しております。

当事業年度末における本源的価値の合計額は、ゼロであります。

なお、本源的価値の算定においては、期末日現在の株価の終値をもって、本源的価値を算定しております。

当事業年度中において権利行使された本源的価値の合計額 百万円

(3) ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

(4) 財務諸表への影響額

ストック・オプション制度による財務諸表に与える影響はありません。

(税効果会計関係)

前事業年度 (平成21年12月31日)	当事業年度 (平成22年12月31日)																																																																										
<p>1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">10百万円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">18百万円</td></tr> <tr><td>解約調整引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">4百万円</td></tr> <tr><td>一括償却資産超過額</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>退職給付制度変更に係る未払金否認</td><td style="text-align: right;">7百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">13百万円</td></tr> <tr><td>損害補償金</td><td style="text-align: right;">8百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">650百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">729百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <p>税引前当期純損失が計上されているため記載を省略しております。</p>	賞与引当金繰入限度超過額	10百万円	減価償却超過額	18百万円	解約調整引当金繰入超過額	4百万円	一括償却資産超過額	5百万円	未払事業所税	3百万円	貸倒引当金超過額	5百万円	未払社会保険料	1百万円	退職給付制度変更に係る未払金否認	7百万円	減損損失	13百万円	損害補償金	8百万円	繰越欠損金	650百万円	その他	0百万円	評価性引当額	729百万円	繰延税金資産合計	百万円	<p>1. 繰延税金資産の発生主な原因別の内訳</p> <p>繰延税金資産</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>賞与引当金繰入限度超過額</td><td style="text-align: right;">23百万円</td></tr> <tr><td>未払事業税</td><td style="text-align: right;">4百万円</td></tr> <tr><td>減価償却超過額</td><td style="text-align: right;">8百万円</td></tr> <tr><td>解約調整引当金繰入超過額</td><td style="text-align: right;">5百万円</td></tr> <tr><td>未払事業所税</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>貸倒引当金超過額</td><td style="text-align: right;">4百万円</td></tr> <tr><td>未払社会保険料</td><td style="text-align: right;">3百万円</td></tr> <tr><td>退職給付制度変更に係る未払金否認</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>減損損失</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>固定資産除却損</td><td style="text-align: right;">2百万円</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">458百万円</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">1百万円</td></tr> <tr><td>評価性引当額</td><td style="text-align: right;">517百万円</td></tr> <tr><td>繰延税金資産合計</td><td style="text-align: right;">百万円</td></tr> </table> <p>2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>法定実効税率</td><td style="text-align: right;">40.7%</td></tr> <tr><td>(調整)</td><td></td></tr> <tr><td>交際費等永久に損金算入されない項目</td><td style="text-align: right;">0.7%</td></tr> <tr><td>住民税均等割額</td><td style="text-align: right;">1.9%</td></tr> <tr><td>留保金課税</td><td style="text-align: right;">8.2%</td></tr> <tr><td>繰越欠損金</td><td style="text-align: right;">37.4%</td></tr> <tr><td>評価性引当額の増減</td><td style="text-align: right;">4.1%</td></tr> <tr><td>その他</td><td style="text-align: right;">0.1%</td></tr> <tr><td>税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td style="text-align: right;">10.1%</td></tr> </table>	賞与引当金繰入限度超過額	23百万円	未払事業税	4百万円	減価償却超過額	8百万円	解約調整引当金繰入超過額	5百万円	未払事業所税	1百万円	貸倒引当金超過額	4百万円	未払社会保険料	3百万円	退職給付制度変更に係る未払金否認	1百万円	減損損失	1百万円	固定資産除却損	2百万円	繰越欠損金	458百万円	その他	1百万円	評価性引当額	517百万円	繰延税金資産合計	百万円	法定実効税率	40.7%	(調整)		交際費等永久に損金算入されない項目	0.7%	住民税均等割額	1.9%	留保金課税	8.2%	繰越欠損金	37.4%	評価性引当額の増減	4.1%	その他	0.1%	税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.1%
賞与引当金繰入限度超過額	10百万円																																																																										
減価償却超過額	18百万円																																																																										
解約調整引当金繰入超過額	4百万円																																																																										
一括償却資産超過額	5百万円																																																																										
未払事業所税	3百万円																																																																										
貸倒引当金超過額	5百万円																																																																										
未払社会保険料	1百万円																																																																										
退職給付制度変更に係る未払金否認	7百万円																																																																										
減損損失	13百万円																																																																										
損害補償金	8百万円																																																																										
繰越欠損金	650百万円																																																																										
その他	0百万円																																																																										
評価性引当額	729百万円																																																																										
繰延税金資産合計	百万円																																																																										
賞与引当金繰入限度超過額	23百万円																																																																										
未払事業税	4百万円																																																																										
減価償却超過額	8百万円																																																																										
解約調整引当金繰入超過額	5百万円																																																																										
未払事業所税	1百万円																																																																										
貸倒引当金超過額	4百万円																																																																										
未払社会保険料	3百万円																																																																										
退職給付制度変更に係る未払金否認	1百万円																																																																										
減損損失	1百万円																																																																										
固定資産除却損	2百万円																																																																										
繰越欠損金	458百万円																																																																										
その他	1百万円																																																																										
評価性引当額	517百万円																																																																										
繰延税金資産合計	百万円																																																																										
法定実効税率	40.7%																																																																										
(調整)																																																																											
交際費等永久に損金算入されない項目	0.7%																																																																										
住民税均等割額	1.9%																																																																										
留保金課税	8.2%																																																																										
繰越欠損金	37.4%																																																																										
評価性引当額の増減	4.1%																																																																										
その他	0.1%																																																																										
税効果会計適用後の法人税等の負担率	10.1%																																																																										

(賃貸等不動産関係)

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(追加情報)

当事業年度より、「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」(企業会計基準第20号 平成20年11月28日)及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第23号 平成20年11月28日)を適用しております。

【関連当事者情報】

前事業年度(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)

該当事項はありません。

当事業年度(自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり純資産額 1,946.45円	1株当たり純資産額 2,646.48円
1株当たり当期純損失金額 1,187.99円	1株当たり当期純利益金額 703.96円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、1株当たり当期純損失であるため記載しておりません。	潜在株式調整後1株当たり 当期純利益金額 701.42円

(注) 1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
1株当たり当期純利益金額又は1株当たり当期純損失金額		
当期純利益又は当期純損失()(百万円)	773	459
普通株主に帰属しない金額(百万円)		
普通株式に係る当期純利益 又は当期純損失()(百万円)	773	459
期中平均株式数(株)	651,191	652,506
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額		
当期純利益調整額(百万円)		
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に用いられた当期純利益調整額の主要な内訳(株)		
新株予約権		2,362
普通株式増加数(株)		2,362
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式の概要	平成16年12月9日臨時株主総会特別決議によるストック・オプション 株式の種類 普通株式 新株予約権 4,970個 平成18年3月29日第19期定時株主総会特別決議によるストック・オプション 株式の種類 普通株式 新株予約権 13,850個 新株予約権の概要は注記事項「(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。	平成18年3月29日第19期定時株主総会特別決議によるストック・オプション 株式の種類 普通株式 新株予約権 10,700個 新株予約権の概要は注記事項「(ストック・オプション等関係)」に記載のとおりであります。

(重要な後発事象)

前事業年度 (自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)	当事業年度 (自 平成22年1月1日 至 平成22年12月31日)
該当事項はありません。	同左

【附属明細表】

【有価証券明細表】

該当事項はありません。

【有形固定資産等明細表】

資産の種類	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	当期末残高 (百万円)	当期末減価 償却累計額 又は 償却累計額 (百万円)	当期償却額 (百万円)	差引当期末 残高 (百万円)
有形固定資産							
建物	185	11	41	155	71	17	84
車両運搬具	11			11	9	0	1
工具、器具及び備品	289	1	47	243	197	27	46
建設仮勘定		0	0	0			0
有形固定資産計	485	13	88	410	278	45	132
無形固定資産							
商標権	243			243	243	0	0
ソフトウェア	152	14	10	156	72	29	84
その他	2	5	3	4			4
無形固定資産計	399	20	14	405	315	29	89

(注) 1. 当事業年度の有形固定資産の増加の主な内訳は、次のとおりであります。

 建物の増加

 名古屋支店移転工事 5百万円

2. 当事業年度の有形固定資産の減少の主な内訳は、次のとおりであります。

 建物の減少

 名古屋支店移転工事 19百万円

 工具、器具及び備品の減少

 名古屋支店移転工事 5百万円

3. 当事業年度の無形固定資産の増加の主な内訳は、次のとおりであります。

 ソフトウェアの増加

 人材紹介等システム改修 8百万円

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期末残高 (百万円)	平均利率 (%)	返済期限
短期借入金	100	150	1.4	
1年以内に返済予定の長期借入金				
1年以内に返済予定のリース債務				
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く。)				
リース債務(1年以内に返済予定のものを除く。)				
その他有利子負債				
合計	100	150		

(注) 平均利率については、期末借入金残高に対する加重平均利率を記載しております。

【引当金明細表】

区分	前期末残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (目的使用) (百万円)	当期減少額 (その他) (百万円)	当期末残高 (百万円)
貸倒引当金	14	0	1	1	12
賞与引当金	25	52	25		52
解約調整引当金	10	14	10		14

(注) 貸倒引当金の「当期減少額(その他)」は、洗替え等によるものであります。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

現金及び預金

区分	金額(百万円)
現金	0
預金	
普通預金	299
定期預金	1,150
別段預金	0
小計	1,449
合計	1,450

売掛金

(イ)相手先別内訳

相手先	金額(百万円)
ノバルティスファーマ株式会社	6
サノフィ・アベンティス株式会社	4
ジョンソン・エンド・ジョンソン株式会社	4
サンド株式会社	3
三菱ふそうトラック・バス株式会社	3
その他	215
合計	238

(ロ)売掛金の発生及び回収並びに滞留状況

前期繰越高 (百万円) (A)	当期発生高 (百万円) (B)	当期回収高 (百万円) (C)	次期繰越高 (百万円) (D)	回収率(%)	滞留期間(日)
				$\frac{(C)}{(A)+(B)} \times 100$	$\frac{(A)+(D)}{2} - \frac{(B)}{365}$
224	4,504	4,489	238	95.0	18.8

(注) 当期発生高には消費税等が含まれております。

貯蔵品

品目	金額(百万円)
コイン	0
図書カード	0
合計	0

敷金及び保証金

相手先	金額(百万円)
三井不動産株式会社	231
第二吉本ビルディング株式会社	59
株式会社横浜スカイビル	37
野村不動産オフィスファンド投資法人	6
ケイアイ興産株式会社	6
その他	4
合計	346

未払金

相手先	金額(百万円)
社員社会保険料	48
株式会社セプテーニ	17
派遣スタッフ給与	8
株式会社毎日コミュニケーションズ	3
社員立替経費	3
その他	49
合計	130

(3) 【その他】

当事業年度における四半期情報

	第1四半期 自平成22年1月1日 至平成22年3月31日	第2四半期 自平成22年4月1日 至平成22年6月30日	第3四半期 自平成22年7月1日 至平成22年9月30日	第4四半期 自平成22年10月1日 至平成22年12月31日
売上高 (百万円)	936	1,168	1,071	1,099
税引前四半期純利益金額 (百万円)	28	233	118	131
四半期純利益金額 (百万円)	25	230	115	86
1株当たり四半期純利益 金額 (円)	39.49	353.96	177.65	133.05

決算日後の状況

該当事項はありません。

訴訟

該当事項はありません。

第6 【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	1月1日から12月31日まで
定時株主総会	3月中
基準日	12月31日
剰余金の配当の基準日	6月30日 12月31日
1単元の株式数	10株
単元未満株式の買取り	
取扱場所	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	電子公告により行います。 ただし、やむを得ない事由により、電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行います。 なお、電子公告は当社ホームページに掲載しており、そのアドレスは以下のとおりです。 http://corp.jac-recruitment.jp
株主に対する特典	該当事項はありません。

第7 【提出会社の参考情報】

1 【提出会社の親会社等の情報】

当社には、親会社等はありません。

2 【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類並びに確認書

事業年度(第23期)(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)平成22年3月25日関東財務局長に提出。

(2) 内部統制報告書及びその添付書類

事業年度(第23期)(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)平成22年3月25日関東財務局長に提出。

(3) 四半期報告書及び確認書

(第24期第1四半期)(自 平成22年1月1日 至 平成22年3月31日)平成22年5月13日関東財務局長に提出。

(第24期第2四半期)(自 平成22年4月1日 至 平成22年6月30日)平成22年8月6日関東財務局長に提出。

(第24期第3四半期)(自 平成22年7月1日 至 平成22年9月30日)平成22年11月11日関東財務局長に提出。

(4) 有価証券報告書の訂正報告書及び確認書

事業年度(第23期)(自 平成21年1月1日 至 平成21年12月31日)平成22年5月19日関東財務局長に提出。

(5) 臨時報告書

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)の規定に基づく臨時報告書
平成22年11月25日関東財務局長に提出。

第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成22年 3月25日

株式会社ジェイエイシーリクルートメント

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 山 憲 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 一 彦

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成21年1月1日から平成21年12月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成21年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成21年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジェイエイシーリクルートメントが平成21年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

平成23年3月23日

株式会社ジェイエイシーリクルートメント

取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 村 山 憲 二

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 山 崎 一 彦

< 財務諸表監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成22年1月1日から平成22年12月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、キャッシュ・フロー計算書及び附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成22年12月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

< 内部統制監査 >

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ジェイエイシーリクルートメントの平成22年12月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。財務報告に係る内部統制を整備及び運用並びに内部統制報告書を作成する責任は、経営者にあり、当監査法人の責任は、独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。また、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準は、当監査法人に内部統制報告書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。内部統制監査は、試査を基礎として行われ、財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果についての、経営者が行った記載を含め全体としての内部統制報告書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、内部統制監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、株式会社ジェイエイシーリクルートメントが平成22年12月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価について、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。